

**36号**

2015年7月26日



親子ネット新代表 挨拶 佐々木昇

1. 子どもの「連れ去り・引き離し」問題に関わって思うこと

裁判所は最初の連れ去りを容認しますが、裁判所が「フレンドリーペアレントの原則」で連れ去られた親を親権者に指定した例を知りません。また、裁判所が「頻繁で継続的な面会交流」を審判で命じた例を知りません。子どもを「連れ去り・引き離す」こと、それを容認することは、明らかに憲法違反、子どもの権利条約違反、ハーグ条約の趣旨に反しています。更に言えば、親権喪失事由のない親を子どもから奪うことは、明らかに人道に反する行為です。

2. 個人の努力と助け合い

現行の法制度、運用を前提にすると、個人の努力で解決できる範囲は限られています。未だ、面会交流一つとっても、調停、審判で押しやり引いたりしながら訴えても、せいぜい、月に1回が2回になったり2時間から7時間に伸びたりする程度です。年間100日の審判は聞いたことがありません。もちろん、個々人が法廷内外で、良き父親として、良き母親として、わが子との絆を守るため、最大限の努力をすることは非常に大切なことです。会員相互が個人の経験を持ちより、「こうしたらうまくいった」「これはうまくいかなかった」と、自分の経験を活かしたアドバイスをする 것도 有益だと思います。もっとも、我々は専門家ではないことをわきまえないといけません。特に、日本の裁判所はいわゆる無法地帯（家族法の未整備）ですから、こうすれば必ず子どもに会えるようになるとの単一の勝利の方程式はありません。

しかしながら、同じ境遇の当事者に話を聞いてもらうだけで、心の負担が軽減することもあります。私自身、親子ネットの定例会に初めて参加した時、当時の運営委員、会員の方々に話を聞いて頂いて、心が救われました。定例会を、お互いの話を聞いたり、アドバイスをしたりできる、安らぎと、気づきを与える場になるようにしていきたいと思います。

3. 親子断絶防止法制定にかける想い

ここ数年、ハーグ条約批准が契機となり、子どもの連れ去り・引き離しの問題が大手のマスコミに載るようになりました。一般の方々も、これはおかしいと気づき始めたのではないのでしょうか？それでも上記の裁判所の運用状況です。原因は、日本の家族法が未整備であり、一部の弁護士や親がそれを悪用し、裁判官も前例にとらわれ、明らかな人権侵害を止められないのです。根本的な問題は家族法の未整備です。離婚をする年間約24万人の子どもを助ける為には、家族法を整備するしかないと思います。

親子ネットは関係者と連携し、親子断絶防止法の早期制定に全力を尽くしたいと思います。政策（法整備）を動かすには人の心を動かす必要があります。人とは、世間、マスコミであり、官僚であり、立法府の議員です。だからこそ、親子ネットの活動は「子どもの最善の利益」を実現することに焦点を当てています。その言動は、論理的で、子どもへの愛にあふれ、良き父親、良き母親、良き市民であることが周りの人々に伝わるものであるべきです。会員の皆様にも、この基本スタンスをご理解頂きたいと思います。

4. 自治体での取り組み（明石市モデルの普及）

兵庫県明石市では、子どもの最善の利益の実現のため「子ども養育合意書」「子ども養育プラン」「養育手帳」などを配布し、相談体制の充実化のため、専門相談員による子ども養育相談のための窓口の設置、離婚前講座（子供養育ガイダンス）の実施など、先進的な取り組みを実施しています。残念ながら、まだ全国的な広がりはありません。離婚後の子どもの健全な発育には「頻繁で継続的な面会交流」（愛情）「十分な養育費」（栄養）が必要であることは間違いありません。広く市民にそれを啓蒙するためにも、また「親子断絶防止法制定」後を見据え、多くの自治体で、このような取り組みがなされるように、地道な活動を行っていききたいと思います。

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール: info@oyakonet.org ホームページ: <http://oyakonet.org>

会員 入会金 500円 年会費 2,000円

親子ネット口座 ジャパンネット銀行 すずめ支店 店番号 002 普通預金 口座番号 4794211

口座名義人 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

（オヤコメンカイコウリユウラジツゲンズルゼンコクネットワーク）



親子ネット副代表・新役員ご挨拶

※名前は五十音順に表記しています。個人情報保護の観点から一部仮名が含まれております。

【副代表；平久保 善之】

親子ネットは今年で8年目を迎えました。
一日も早く、日本から子どもの連れ去りと親子の断絶が無くなるよう活動して参ります。今年度は、副代表、会計、システムを担当させていただきます。今後とも皆様のご支援をお願い申し上げます。

【副代表；眞有 浩一】

今期、副代表を仰せつかりました。親子ネットは2008年に設立され、今年で8年目を迎えます。これまで、多くの方々の献身的な努力により、民法改正、ハーグ条約発効など、着実に改善はされていますが、私たちが理想とする社会には、まだ程遠いのが現実です。一日でも早く「理想」を「現実」とし、子供達に渡せるよう、会員の皆様方のご支援を頂きながら、活動して参りたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

【新運営委員；新井 裕之】

親子ネットに出合う前にある尊敬する方から「社会活動なんてしたらダメだよ、自分のことに集中しな」とアドバイスをもらったことがあります。しかし、皆様の頑張っている姿を目にしているうちに「自分の子どもだけでなく、みんなの子どもも幸せにならなければ意味がない、それが自分の幸せにもつながる」と思うようになりました。本年度から微力ながら誠意をもって運営委員を務めさせていただきます。

【新運営委員；齊藤 昌宏】

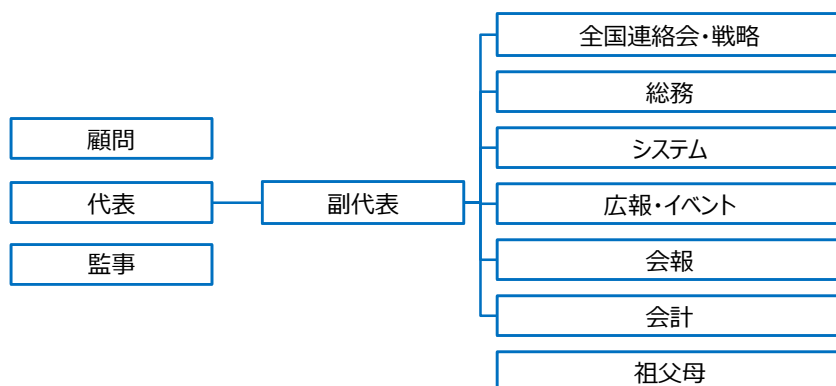
今期、編集とシステム管理委員を担当させていただくことになりました。別居しても、子どもは両親や祖父母から愛情を受けるのは当然のはずです。子どもの気持ちも代弁することのできない、この社会を変えるには誰かが動かなければならないと思います。為せば成る、為さねば成らぬ何事も。連れ去りや親子の断絶により、苦しむ子どもたちが一人でも減るように、微力ながらお手伝いさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

【新運営委員；篠田 裕美】

今期から、運営委員として会報の編集委員を担当させていただくことになりました。親同士の関係がどうあろうとも、子どもたちが自分の親や祖父母と会うことを妨げられず、いつでも愛情を受けられることが大切だと思います。親子ネットや会員の皆さんの活動、そして何より、親としての「想い」を文章として形にし、皆さんと共に社会を良い方向に変えていけるよう、会報を作り上げていきたいです。どうぞよろしくお願いいたします。

【新運営委員；宮本 敏久】

今年度より、初めて運営委員を務めさせていただきます。当事者になって、別居や離婚により容易く親子が断絶されてしまう現状を知りました。たとえ様々な状況にあっても、親子の絆が変わることはありません。子どもの最善の利益を念頭に、別居や離婚後も、親子が自然に交流できる社会となるよう、そして、たくさんの笑顔があふれる日が来ることを信じて、みなさまと一緒に活動して参ります。どうぞよろしくお願いいたします。



2015年親子ネット運営委員会 組織図

親子ネット 各チームご挨拶

※名前は五十音順に表記しています。個人情報保護の観点から一部仮名が含まれております。

【全国連絡会（国会、自治体）；眞有 浩一】

今期、親子断絶防止法全国連絡会を担当させて頂くことになりました。親子ネットは「別居または離婚後の親子が自然に会える社会となるよう民法の改正、関連法案成立（抜粋）」を目的とし、全国連絡会の構成団体として活動しています。法整備のためには、私たち当事者の活動が大切です。活動しないと何も変わりません。会員の皆様方のご支援を頂きながら、全国連絡会を支え、早期の法整備に向けて努めて参りたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

他：新井裕之、秋岡一夫、有井なみ、藤田尚寿、佐々木昇、出口きみのぶ、村松一久、篠田裕美、平田晃久、鈴木裕子

【総務；岡野 哲也】

昨年に引き続き総務を担当させて頂くことになりました。今年度も定例会や講演会の準備及び運営の迅速かつ丁寧な対応を心掛けたいと思います。また新たな当事者の最初の受け口となる問い合わせ対応につきましても、これまで以上に親身に当事者に寄り添う姿勢を大切にして対応していきたいと思います。特に昨今は深刻な問い合わせも多くあり、問い合わせ対応の重要性が高まっていると認識しております。よろしくお願い致します。

他：笠原麻紀、大村真治、眞有浩一

【システム；斎藤 雅敏】

主にホームページの更新を担当させて頂きますが情報の発信・共有を通して会員皆さまのお役に立つ、お気持ちを支える一助になればと思います。私は5年前に子どもと離れて暮らすことになりましたが当時と比べると民法第766条改正やハーグ条約の批准を機に親と子の在り方は見直されてきていると感じています。調停・裁判に費やされている労力・時間が子どもの為に使える日が来る様に微力ながら精一杯努めさせていただきます。

他：藤田尚寿、平久保善之、斎藤昌宏、島井雄人

【広報・イベント；笠原 麻紀】

イベントを担当します笠原と申します。私が親子ネットに入ってからもう5年になります。新しい人が入会されるたびに、別居や離婚で親子が引き離されてしまう状況がなかなか改善されない現実を感じます。つらい状況にある当事者や祖父母の方々に参考にして頂ける様なイベントを今期も企画します。5月には小田切先生と丸井先生の講演会で、自分が子供にこれから何をしてあげられるか参考になったこともあったと思います。また、8月22日には明石市の取り組みを紹介し、親子の絆を保つ為の仕組みについて考えると共にみなさんと一緒に盛り上げて全国で実施されるようにしていきたいと考えています。また、つらい状況にいる当事者や祖父母の参考となるようなイベントを企画していきます。今年1年、よろしくお願い致します。

他：秋岡一夫、武田典久、大村真治、有井なみ

【会報；佐々木 昇】

今期も引き続き、会報の編集を担当させて頂きます。今年は親子断絶防止法制定という、日本の家族法が大きく転換する年になることが期待されています。会報「引き離し」に、その動きを正確に記録に残し、将来、子どもたちが、お父さん、お母さんたちは日本の子どもたちのために、私たちのために、懸命に、努力を続けて来たんだと思ってもらえる会報にしていきたいと思います。また、当事者、有識者、議員、マスコミ、行政、皆さまの心に訴える記事を掲載し、この問題の解決の一助となる会報にしていきたいと思います。

他：岡野哲也、大谷格司、斎藤昌宏、篠田裕美、宮本敏久、鈴木裕子

【会計；平久保 善之】

会計は会員の皆さまの会費や寄付金を預かる大事な仕事です。責任持って管理いたします。よろしくお願い致します。

他：武田典久、宮本敏久

【祖父母；中西アイ子】

今期の祖父母の代表を務めさせて頂きます中西アイ子と申します。別居や離婚により、我が子と引き離された多くの父親や母親がいます。それに伴い孫に会えなくなった祖父母の数も比例して増えています。なかには、私のように息子を亡くした上、孫とも引き離されたという2重苦の祖父母もいます。我が子や孫に自由に会えないような社会は、正常ではありません。親子断絶防止法の1日も早い制定を待ち望みます。現役の父親や母親として祖父母が、力を合わせて諸外国並に親子が自由に面会交流ができたり、祖父母も障害なく、孫に会えるような進んだ社会に変えていきましょう。

親子ネット講演会レポート

離婚後の子ども養育に関して出来ること ―子どもの視点から考える離婚後の子育て―

平成27年5月30日；豊島区民センター

今回は、小田切紀子先生（東京国際大学教授 心理学博士）丸井妙子先生（翻訳家 家事調停員）の両先生をお招きし「離婚後の子ども養育に関して出来ること―子どもの視点から考える離婚後の子育て -」というテーマでご講演を頂きました。当日はこの問題に関心を寄せていただいている議員の先生方、新聞記者の方、ならびに北海道から九州までの全国各地の当事者の皆様が参加いただき満席となる盛況ぶりでした。以下、両先生のご講演について報告させていただきます。

1. 小田切紀子先生

小田切先生には臨床心理士として多くの離婚家庭の子ども達と接してきた経験と心理学者として米国で最新の実証研究に携わってこられた立場からご講演をいただきました。

・子どもにとっての離婚

子どもにとって、親の離婚はどんな形であろうと受け入れざるを得ない結果として提示されることが多い。離婚は子どもにとって一大事であり、何より今後の生活で心配事を抱え込まないようにキチンとした安心できる説明をすることが重要であり、親の責任である。

・子どもの声

子どもへのインタビューで一番多いのは、親の離婚の説明がないことへの不安・不満がある。その他、再婚後は親に会えなくなるのがつらい、言い出しづらい、学校（友達・教師）での偏見、気軽に相談できる人が周りに見当たらない、面会交流をしていない場合でも高校大学になると自分のルーツを知りたい、一度でも実親を見てみたい、との声が上げられる。

・子どもが求めているもの

学費の問題や、親には話しづらい事を親身になって聞いてくれる祖父母や親戚、専門家（スクールカウンセラーなど）の援助、同じ境遇の子どもと交流の場、などが必要。再婚家庭の場合でも、子どもが混乱するからという理由で会わせないより、離れて暮らす実親との関係性を続けた方が子どもにとって良好だという研究結果がでており、再婚で面会が中断されないように、その受け皿としてサポートできる機関が必要である。

・離婚した親と子どもを対象とした心理的サポートプログラム

子どもは、離婚での不安・心配・行き場のない怒り・葛藤を抱えている。これらをどの様に緩和していくか、親の離婚を子どもが乗り越えていくためには親はどのように子育てをしていったらいいのか、離れて暮らす親がどのように子どもと関わり親としての責任を果たしていけばいいのか、ステップファミリーの場合はどうか、などの問題に直面したとき当事者のみで解決策を見つけることは難しい。専門家によるサポートが必要である。米国では離婚した（する）家族に対してFIT (Family In Transition)という心理プログラムが開発されており、州によっては離婚の成立要件として司法過程に組み込まれている。小田切先生らは研究チームを立ち上げ、これを日本流にカスタマイズしたプログラム（日本名 FAITプログラム）を作成し、現在、兵庫県明石市などで実施している。

こういったプログラムを利用して両親が養育プランを作ることで子どもの事を中心に考えるようになる、作ったものだけでなく、作る過程そのものが非常に意味がある。



小田切 紀子 先生



親子ネット講演会レポート

離婚後の子ども養育に関して出来ること ―子どもの視点から考える離婚後の子育て―

2. 丸井妙子先生

丸井先生には、これまでの教員生活や家事調停員としてのご経験を踏まえた話、ならびに、単訳本「別れてもふたりで育てる」の出版に至った経緯などについてご講演をいただきました。

・この本の内容を伝えたい

今までの教員生活を通じてしだいに子どもの様子の変化に気づくようになった。やる気がない、自分に自信を持ってない、そんな子どもが増えている実感があつた。調停委員となってから親の離婚で辛い思いをしている子どもが大勢いることに気づく。そんなおり、米国のキャロル博士の本『別れてもふたりで育てる』に出会った。親子ともども、どのように離婚を乗り越えたらいいかについて、具体的にわかりやすく解説されていた。この内容を伝えたいと1年かけて翻訳し、なんとか出版にこぎつけた。

・別れた後の子どもの気持ちを知る

パパ・ママどっちも大好きなのに・・・子どもは親と別れる悲しみを感じている。自分も親に見捨てられるのではないかと感じている。一方の親にもう一方の親の悪口を言われるのが自分の半分を否定されたようで辛い。自分がいい子にしていればいつか仲直りしてくれるはずと期待してしまう。だが報われない。自分の感情に蓋をしてしまう。だまって我慢してしまう。親だからこそ言えない自分の感情がある。親から見放されたと感じてしまう。子どもの気持ちを自覚して、子どもの現在・未来の幸福が脅かされないようにしなければならない。

・子どもの立ち直りを協力して支える

親自身がまず元気を取り戻す。被害者意識を捨てる。離婚後は夫婦の関係から子育ての協力者としての関係を再構築する。お互いを許す（水に流すという意味ではない）。

面会交流は食事だけとかではなく、何気ない日常を共有し、時には優しく、時には厳しく接する。たとえ、元配偶者が協力してくれなくても、子どもの気持ちを理解し、愛情をたっぷり注ぎながら、年相応のルールを設け、毅然とした態度で子どもに接する。子どもと良い関係を築きつつ皆様の今後の人生が素晴らしいものとなっていくように祈念いたします。

・講演を終えて

日本は「子どもには両親が必要」という意識が強いが、離婚後には一転して別居親排除になってしまうそうです。離婚しても両方の親がその親責任を全うできる社会に変わっていかなければならないと思いました。

小田切先生の心理的サポートプログラムは他の各自治体でも導入の動きがあるそうです。今後、さらに発展拡大していくことを期待したいと思います。また、ご著書の中にも実例を踏まえた形で離婚後どうやって子どもや元配偶者と接していけば良いか実践的な手法が紹介されていますので皆様もご一読して頂ければと思います。

丸井先生の講演の中に「お互いを許す」というお話がありました。許す（forgive）の意味は憎しみ怒りを

手放すという意味も含まれているそうです。水に流す（forgive and forget）という意味ではなく、過去のことも忘れる必要はないそうです。お互いにforgiveの気持ちを持ち、親同士の対立を止めにして、子どものことのみで協力できる関係になりたいと思いました。

様々な事情で離れて暮らすことになったとしても、お互いが子どもをはじめて抱っこしたときのあの気持ちを忘れずに持ち続け、子どもの方を向いて協力することができれば、大概の問題は解決すると思います。親子ネットは今後とも皆様方の親子関係がより良いものになっていくよう微力ながら誠意をもって取り組まさせていただきます。今回、ご講演頂きました両先生ならびにお忙しいなか遠方よりお集まりいただきました皆様に改めて感謝申し上げます。ありがとうございました！

（運営委員 新井裕之）



丸井 妙子 先生

父母の間を行き来する子どもたち④ 有井なみ

突然の連れ去りから約一年間、子どもと離れて暮らしていた日々のことを今も鮮明に覚えています。世界中の明かりが全て消えてしまったような暗くて苦しい辛い毎日でした。

調査官、弁護士さん、支え合う仲間との出会い、相手方の嘘が次から次へと明らかになり、他にも様々な運が重なり、子どもたちは私の元へと帰ってきました。

現在は、相手の希望により月2回の面会交流が取り決められています。実際には月に2回の決められた日以外にも都合がつけば、子どもたちと父親が触れ合える時間を作るようにしています。

離れて暮らしていた時期、最初の3ヶ月間は一度も会えませんでした。声を聞くことも、誕生日にプレゼントを渡すことも叶いませんでした。再会したのは試行面会をした裁判所でした。長男は開口一番大きな声で「一番好きなのがパパ、二番目に好きなのはちゃーちゃん（元夫の母親）」と言いました。そのあと、小さな声で「練習してきた」と言いました。

他にも「ママは包丁を振り回すから嫌い」「会いたくなかった」と言いました。会えない間に嘘を吹き込まれていたのかと思うと、とても悲しく、子ども達の気持ちを想うと本当に辛かったです。

その後の報告書には「母親との交流を途絶えさせることは子の福祉に反する」との記載があり、その後、面会交流がはじまりました。7ヶ月程、私は相手に「面会交流」をさせてもらっていました。あえて「させてもらっていた」という言葉を使いましたが、相手は子どものためではなく、裁判を有利にする為に「面会交流」を利用していました。「〇〇したら面会交流をさせてあげる」とか「〇〇を取り下げなかったから面会交流をさせてあげない」とよく言っていました。突然中止になったり、会えなくなったり不安定な面会交流でした。

親なのに相手方たちにも、子どもたちにも、裁判所にも、世間からもまるで、他人のような扱いをされている感じがとても嫌でした。子どもたちの、私に対する接し方も、一緒に暮らしていたときとうって変わってしまったのです。会うたびに「ママは嫌い」「敵だ」などと言われていました。ちょうど一年ほどで審判が終わり、子どもたちが帰ってきましたが、元の子どもたちになるのに時間はかかりませんでした。すぐに私のよく知っている甘えん坊の元の子どもたちに戻りました。

逆の立場になった今、自分がされて嫌だったことはしないように気をつけています。もしかすると自分が、面会交流で嫌な気持ちをしなかったら、知らず知らずのうちに自分も相手に嫌なことをしてしまっていたか

もしれません。こちらの都合で一方的に中止にしたり、延期にしたりしない。子どもたちが、のびのびと過ごせるように笑顔で送り出す。子どもたちの父親やその家族の悪口は言わない。当たり前のことですが大事なことだと思います。フレンドリーペアレントになれるように心がけています。

子どもたちは父親のことが大好きです。父親と会う日は、とても嬉しそうな顔をします。今でも、また家族4人に戻れるのではないかと微かな期待を抱いているのではないかと思います。それが不可能なことも、子どもたちなりに理解しているようで小さいながらも事実をしっかりと受け止めて順応しようと頑張ってくれているように思います。

本当は子どもにとっての一番は、両親が仲良くいることなのではないかと今でも思うので、離婚を避けられなかった現実は重く受け止めています。せめて離婚しても子どもたち、元夫、自分、が幸せになる方法をこれから模索していこうと思っています。結婚していたときには出来ていなかったかもしれないことですが、今は子どもの気持ちだけでなく元夫の気持ちを知ろう、汲もうと意識するようにしています。

子どもたちは、言葉に出さなくても、ちょっとした態度や、ほんのちょっとした表情で、親の気持ちを理解します。自分が思っている以上に親の顔色を伺っているのではないかと感じました。私は未だに元夫への負の感情が消えません。それも全て見透かされている気がします。自分にとっても、子どもたちにとってもその感情が何の役にも立たないことはよくわかっています。

だからこれからは、今までのことを自分を見直すきっかけにし、元夫や元夫の家族に対してのネガティブな感情を少しずつ消して、過去を全て未来の為の意味ある体験に書き変えて行きたいと思っています。



「棚瀬一代先生の仕事を引き継ぐ」 後編

一 大学院での研究テーマは離婚だったのですか？

いいえ。最初に取り組んだテーマは虐待でした。虐待は、子どもが被害者になり、親が加害者であるという特異な構造から、心理学の観点からは、理論的にも興味あるテーマですが、一代は、そこから、後の、離婚の渦中にある子どもの心理を分析するための、貴重な視点を身につけたと思います。

この大学院時代の研究をまとめたものに、『虐待と離婚の心的外傷』という本がありますが、その本の、はしがきに、「“可愛くない子”という思いを言外に伝えるという意味で、虐待の本質は心理的虐待であり、心的外傷体験である。」という言葉があります。子どもが本当に傷つくのは、叩かれて痛いということよりも、自分が愛着している、愛着せざるを得ない親から、可愛くないと拒否され、自分でも、自分のことを、可愛くない子どもと思ひ込むことだ、ということです。

よく離婚でも、親と会えず、切り離された子どもは自尊感情が低くなるといわれ、面会交流を進める運動の中でも、切り離しは子どもへの虐待だと言いますが、一代が扱ったカウンセリングのケースでも、最初は、不登校や家庭内暴力、あるいは、逆に、無気力で、ぼうーとしているといった症状で連れてこられる子どもが、実は、離婚の傷を引きずっているということが分かって、一代は、離婚の問題にも、子どもの心理的外傷という視点から見ようになりました。

一 虐待から入ったから、離婚での、子どもの傷つき体験にも気付いたということですね。

そうです。子どもの福祉と、みな言うけれど、本当に、離婚の中で子どもが何を願い、何に傷ついているのか、日本では、本気で考えたことは、これまでなかったのではないのでしょうか。

一代は、『離婚と子ども』という本を2007年に書いていますが、そこでは、一代の家裁実務との関わりや、アメリカでの自らの調査で得た知見を踏まえた制度的な議論と並んで、こうしたカウンセリングで関わった子ども達の、離婚がどんなにつらい体験であったのかを語る章がありますが、読むと、本当に心が痛みます。

一 これから、私たちは、どのように一代先生のお仕事を引き継いでいったらよいのでしょうか。

一代は、最後まで、離婚で親子が切り離されない社会を目指して頑張っていました。国会での、親子断絶防止法制定のための講師を務めた時も、体調が相当悪かったのですが、頑張って準備し、力強く講演していました。その後、広島県の臨床心理士の集会での講演、そして、自身のブログの執筆を行い、また、普段、決して愚痴や弱音を吐かない一代でしたが、一度だけ、涙を浮かべて、もう少し元気だったら、本がまとめられるのにと書いていました。私は、この一代の遺志を受け継いで、一代との共著の形で、本を今年中に出版することを考えています。実際、私が弁護士になって、日本のひどい切り離しの実態を見て、それを、理と情を尽くして裁判所に訴え、あるべき面会交流を主張しても、出てくるのは、旧態依然の面会禁止や、極端な面会制限であり、一代と二人して怒ったり、嘆いたりしていました。

そんな私たちが、次の目標として見定めていたことが二つあります。一つは、司法の面会制限の論理を、理論的に打ち破ることです。現在では、裁判所も、面会交流が子の健全な精神発達に好ましいという立場を取っています。ですので、監護親の方も、ただ、会わせたくないとは決して言わず、会わせる気はある、会わせたいがとして、様々な理由を言ってきます。子どもの面会忌避、精神的不安定、同居中のDVが代表的なものです。子どもを取られている中で、一方的な主張であり、最近では、医師の診断書や、行政のDV保護措置などを盾に取ってきますので、本当に、困難な闘いになります。同居中、あんなに良い親子の関係があったのに、と写真を見せて、裁判所に、「常識で考えても、別居して急に会えないというのは、おかしいでしょう。」と迫るのですが、裁判所は、DVの訴えや、医師の診断を否定することにきわめて臆病で、片親疎外も、監護親を責めることになるのでいっさい認めません。その上で、面会交流は、親同士の協力や信頼が不可欠だからとして、監護親が良いというぎりぎりまで、別居親の要求を切り下げます。

ここで語られる論理、背後の暗黙の仮定をまず徹底的に洗い出し、それを論駁していくということ、これが一つです。もう一つは、親子断絶防止法の制定です。一代は、その立法事実ともいえるべき、「離婚における子の最善の利益は何か」について、心理学の視点から明らかにし、啓蒙していくという仕事、そして、私は、制度の構築という視点から、どのような立法が必要か、また、なぜ日本の裁判所はこんなにも世界から取り残されているのに動かないのか、制度面での問題説明を行うという役割分担をしていました。

一代がいなくなり、私も、元気がなくなることもあります。みんなも応援してくれているので、ぜひ、一代のためにも頑張って、切り離しのない社会の実現に努力していきたいと思っています。



若き日の棚瀬ご夫妻

一代先生が新宿に棚瀬心理相談室を開設された時に、開設祝いでワインとチーズを頂きながら色々とお話をさせて頂きました。その際、孝雄先生は終始ニコニコし、一代先生も温かい笑顔。お互いを尊敬し、信じ、微笑みにあふれる夫婦を見て、「夫婦っていいな～」と心底思いました。お二人は、良き同志であり、良き夫婦でした。

一代先生が、この時「佐々木君はまるで息子のようにね」と話されました。当事者の一人として、一代先生の想いを引き継ぎ、成し遂げたいと思います。

インタビュアー：佐々木昇

◆手帳にメモして

■親子ネット講演会

〈日時〉2015年8月22日(土)
講演会 14:00～16:30 (会場13:30)
講師 馳 浩 衆議院議員
明石市 泉房穂 市長
演題 「みんなで支える離婚後の子ども養育 ～親子断絶防止法の立法化と自治体による面会交流・養育費支援の取組～」
〈場所〉豊島区民センター 4階
東京都豊島区東池袋1-20-10
〈アクセス〉
「東京メトロ池袋駅」東口より徒歩5分
「JR池袋駅」東口より徒歩5分
〈講演会参加費〉おひとり¥1,000
※予約不要で、どなたでもご参加いただけます。
※別途、参加費がかかりますが、講演会終了後に懇親会を開催します。情報交換などにお役立てください。
※詳細は、親子ネットホームページ (<http://oyakonet.org/>) に掲載されるご案内をご覧ください。

■当事者女性の親睦会

※参加は女性のみとなります事をご了承下さい。
〈日時〉9月26日(土) 13:30～17:00
(日時等変更になる場合があります。何時からの参加でもOKです。)
〈場所〉青山いきいきプラザ
〈参加費〉会場代を参加者の人数で割ります。参加予約不要、直接会場にお越しください。親睦会後は懇親会を開催します。懇親会からの参加を希望の方のみ、事前にメールにてお知らせ下さい。
〈問合せ〉
Mail: joshikai@infoseek.jp

■親子ネットNAGANO

〈個別相談等〉随時予約を受け付けています。
〈学習・相談会〉希望者に案内中(お尋ねください)
〈問合せ〉
Mail: kodomokenri@gmail.com
電話: 050-3468-3743

■くにたち子どもとの交流を求める親の会定例会

〈自助活動〉毎月第1/第3木曜日19:30～
〈場所〉スペースF(国立市中3-11-6)
〈問合せ〉042-573-4010(スペースF)

◆マスコミ

●平成27年5月29日、産経新聞、年間23万人の子供の親が離婚…子供の幸せを第一に考える本「別れてもふたりで育てる」(丸井妙子著)出版
●平成27年6月2日、産経新聞、親による子供の連れ去り、米では法的に「誘拐罪」国際問題発展も
●平成27年6月2日、産経新聞、米国人男性、娘の養育権と身柄引き渡しを求め東京地裁に異例の申し立て、日本人母は死去、祖母が後見人
●平成27年6月9日、読売新聞、最高裁「ハーグ裁判官ネットワーク」に日本の裁判官2名を近く登録
●平成27年6月10日、産経新聞、離婚後の父「子供に会いたい」、「面会」申し立て、10年で2.5倍
●平成27年6月12日、時事通信、「日本を制裁対象国に」子の返還問題で米下院小委員会
●平成27年6月12日、産経新聞、米下院人権小委、子供の連れ去り問題で「日本を制裁対象国にすべき」
●平成27年6月16日、ウォール・ストリート・ジャーナル、米国から連れ去られた子らの返還に日本は非協力的
●平成27年6月24日、朝日新聞、国際結婚破綻後もTV電話で親子面会、外務省新システム
●平成27年7月10日、産経新聞、親権争い、子どもの引き渡しの審判、調停長期化傾向…最高裁の検証で、平均審理時間が平成26年で約7.4ヶ月と10年前に比べ約1.6ヶ月の長期化
●平成27年7月10日、産経新聞、米国人男性、娘引き渡し請求審判、日本の祖母側、争う姿勢
●平成27年7月17日、時事通信、「日本の現状、容認できぬ」、子の連れ去り問題で米國務省高官
●平成27年7月19日、NHK、子どもの養育巡る調停や審判が増加、全国で4万1000件余りと前年より700件余り増加

◆会員用掲示板につきまして

✓ 親子ネットでは、会員同士の情報交換が行えるよう、公式グループ掲示板を提供しております。ご不明な点やご質問などがございましたら、お問い合わせ願います。
Mail: system@oyakonet.org

◆編集後記

東京は梅雨明けし、天気の良い毎日が続いています。夏祭り、花火、キャンプ、海水浴、ビアホール、BBQ・・・みなさん、どのように2015年の夏を過ごされていますでしょうか。今年も暑くなりそうです。水分をこまめにとり、熱中症には、十分ご注意ください。

学校は夏休みに入り、街で家族連れや子ども達の姿をよく見かけようになりました。子ども達の元気な姿は微笑ましくあるものの、娘や息子のことが思い出され、淋しい気持ちにもなります・・・周囲の人には、こんな風に思ってしまうことを、なかなか気軽に打ち明けられません。親子ネットに参加して、このような気持ちを分かち合える方々に出会うことができました。

親子ネットの定例会に初めて参加した時、どんな感じなのだろう・・・と、とても不安だったことを覚えています。女性で自分の子どもを夫に連れ去られてしまうケースは、男性と比べると少ないですから、参加者の女性比率は低く、それだけで身構えてしまう方もいらっしゃるかもしれません。定例会に来られた方が、少しでも元気を取り戻せるように、微力ながらサポートさせていただければと思います。

今号も、皆さま方の温かいご支援とご協力により、無事に発行できましたことを、心より感謝申し上げます。

(運営委員 篠田 裕美)

◆住所変更時のお願い

✓ ご住所やメールアドレスなどに変更がございましたら、お手数ですが、お早めに変更手続きをお願いいたします。
Mail: info@oyakonet.org



親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 会員募集

私たちは、離婚や別居により離れて暮らす親子が普通に会えるように、共同親権や、面会交流の法制化を求めています。また、交流を絶たれている親子の面会が実現するように、裁判所の運用改善や、親子面会交流への支援を求めて活動しています。双方の親に子どもを養育する権利があり、子どもには双方の親から養育を受ける権利があります。私たちは、共同親権法制化を目指して、地方議会への陳情や請願、司法や国会への働きかけ、情報交換を行っています。また、親子の交流を絶たれた当事者に情報提供を行っています。ホームページの運営、会報「引き離し」を定期的に発行しています。一緒に活動してくれる仲間を募集しています。ぜひ親子ネットにご参加下さい。

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-12 渋谷ジョンソンビル4F S100489

メール: info@oyakonet.org ホームページ: <http://oyakonet.org>